

投・開票日 4月22日(日)

宗像市長選挙

任期満了に伴う宗像市長選挙が執行されます。選挙は、私たちが政治に参加する最も重要な基本的な機会です。私たちの代表としてふさわしい人を選ぶためには、常に政治に関心を持ち、選挙で候補者の人物や政策を見極めて、主権者として自覚ある一票を投じることが必要です。

市選挙管理委員会（総務課内）
お問い合わせ先
☎(36)1375



- 投票日 4月22日(日)
- 投票時間 午前7時～午後8時
- 地島投票区と大島投票区は、4月20日(金)午前7時～午後6時に繰上投票
- 開票日時 4月22日(日) 午後9時から
- 開票場所 宗像勤労者体育センター(須恵)

投票できる人・できない人

満18歳以上の日本国籍を持つ宗像市民で、選挙人名簿に登録されている人に宗像市長選挙の選挙権があります。

今回の選挙人名簿に登録される人

- 年齢要件 平成12年4月23日以前に生まれた人
- 転入者の登録要件 平成30年1月14日までに転入届出し、引き続き居住して住民基本台帳(住民票)に記載されている人

入場券を持って投票所へ

選挙人名簿に登録されている人に、投票所入場券(ハガキ)を郵送します。この入場券は、投票日や投票所を表示し、投票所での選挙人名簿照合などを円滑に行うために発行しています。投票に行くときは、投票所

入場券が届かない、なくしたという場合

選挙人名簿に登録されている宗像市民であれば投票できます。居住している地域の投票所(投票日のみ)または、期日前投票所の係員に申し出てください。*自分の投票所がわからない場合は、市選挙管理委員会まで問い合わせを

投票方法

当日投票

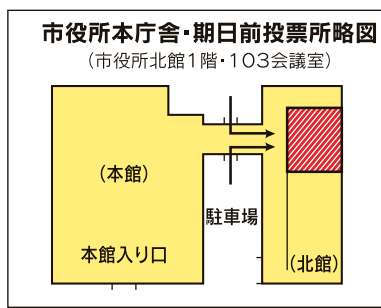
選挙期日に投票する人は、記号式投票となります。投票用紙に候補者氏名を印刷していただきますので、票を投じた候補者氏名の上の欄に○(記載台にスタンプを設置)をつけてください。余計な文字などを記入すると、投票が無効になることがあります。

期日前投票

投票日に仕事、入院、冠婚葬祭、旅行、レジャーなどで投票に行けない人は、次の期間に「期日前投票票」をすることが出来ます。期日前投票により投票する人は、記名式投票となります。投票用紙に候補者1人の氏名を記入してください。余計な文字などを記入すると、投票が無効になることがあります。

場所/期間

▽市役所(北館1階・103会議室) / 4月16日 3会議室



(月)～同21日(土) 午前8時30分～午後8時

▽大島行政センター・ロビー / 4月16日(月)～同19日(木) 午前8時30分～午後5時

*地島投票区と大島投票区の人、市役所の期日前投票所での投票も4月19日(木)まで

*投票所入場券を持参してください。入場券に「期日前投票宣誓書」を印刷していただきますので、入場までに記入しておいてください

*投票所入場券が手元にならなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員に申し出てください

点字投票

目の不自由な人は、点字で投票することが出来ます。投票所の係員に申し出てください。

代理投票

投票用紙への記入が困難な人は、投票所の係員が代筆と立ち会いを行う代理投票制度があります。投票所の投票管理者が代筆での投票事由があると認められた場合に投票立会人の意見を聞いた上で行われますので、投票所の係員に申し出てください。

なぜなに選管 選挙公報



選挙公報は、候補者の氏名、経歴、写真、政見などを掲載した文書です。衆議院議員選挙、参議院議員選挙、県知事選挙では県選挙管理委員会が発行し、市長選挙と市議会議員選挙では市選挙管理委員会が発行しています。

選挙公報の原稿や写真は、立候補届出の際(選挙の公示・告示日)に、候補者から選挙管理委員会に提出されます。そして、立候補届出の締切り後に掲載順序を決定するくじ引きを行ってから、印刷に取り掛かります。したがって、みなさんの家に選挙公報が届くのは、おおむね立候補届出日から3日目以降になります。

*万一、投票日の2日前までに選挙公報の配布がなかった場合は市選挙管理委員会まで連絡してください

問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局(総務課) ☎(36)1375

不在者投票

①滞在先の市区町村での不在者投票
選挙期間中、出張や旅行などで、他の市区町村に滞在している人は、その滞在先の市区町村の選挙管理委員会に投票できます。その場合は、事前に宗像市選挙管理委員会に連絡し、投票用紙などを請求する必要があります。請求を受け、投票用紙などを滞在先へ郵送します。

②病院など(県選挙管理委員会が指定した施設)での不在者投票
入院中の人で歩行が困難な人は、施設の長に申し出てください。

③郵便などによる不在者投票
身体に重度の障がいがある

*投票管理者が定める者以外による代筆はできません
*期日前投票所でも代理投票が出来ます

*滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ投票日の前日までに不在者投票をしてください。
*「不在者投票請求書・宣誓書」は、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> ↓ 「申請書ダウンロード」 ↓ 「選挙」 ↓ 「不在者投票請求書・宣誓書」からダウンロード可

断熱セラミック「GAINA」塗装セミナー開催のご案内

TV「大改造!! 劇的ビフォーアフター」で紹介

宇宙の技術を暮らしの中へ

お住まいの不満を解消する魔法の塗料!

「GAINA」の効果

- 暑い・寒い・うるさい・汚い・臭いといった不満を改善
- 省エネ・CO2削減に寄与

- ・場 所: 当社ショールーム
- ・日 時: 4月14日(土) 10:00～17:00 (1クール1時間)
- ・内 容: ガイナ効果諸実験
- ・特 典: Tポイント300P贈呈
- ・受講料: 無料 ※事前予約必要

「GAINA」認定施工店
認定番号: D-40-0078
(株) リフォーム イレブン 担当: 中川
宗像市田熊1-4-20
☎: 0120-4039-11
FAX: 0940-36-8007
URL: <http://www.reform-11.co.jp>
※モデルルーム有り。いつでもご案内します

住まいの事でお困りの際は 何でもお気軽にご相談下さい!

建物解体

相談・見積 無料

eデザイン(株)
宗像市東郷3丁目6番2号
☎ 36-5187

リサイクルセンター
宗像市石丸字羽廣148番2
☎ 35-3522

<http://edesign-inc.jp>

E-mail info@edesign-inc.jp

「もっと宗像が好きになる」 文化芸術活動を応援します

市では、文化芸術（*1）のまちづくり10年ビジョンを推進するため、文化芸術活動（*2）に対し、補助金を交付します。

- *1 美術・音楽・写真・演劇・舞踊その他の芸術、伝統芸能及び地域の伝統または生活に根差した文化
- *2 文化芸術の鑑賞・創造・継承活動

「文化芸術のまちづくり10年ビジョン」とは

宗像の文化芸術を知ることによって郷土愛を育み、文化芸術の力をまちづくりの推進力とするために、基本理念（下図参照）に基づき「文化芸術でもっと宗像が好きになる」という将来像を目指し、取り組んでいます。

【文化芸術のまちづくり10年ビジョンの基本理念】



文化芸術活動事業補助金の申請団体を募集

同補助金申請を、下表の要項で受け付けますので応募してください。

- 申請方法 必要書類を提出
- ▽郵送 〒811-3492/住所不要/文化スポーツ課あて
- ▽窓口 (西館2階)
- *申請書は文化スポーツ課で入手か、メイトム宗像 <http://kouryuukan.com/action/action05.html>からダウンロード可
- 申請期間 4月16日(月)～5月11日(金)

【募集要項】

	新たな創造性のある文化芸術事業 枠にとらわれない新たな文化芸術活動	地域伝統文化継承及び活用事業 後継者育成を視野に入れた、地域に根づく伝統文化を保存・活用・継承し、まちづくりに活かすための取り組み
対象団体	3人以上で構成する団体 *市から補助金や交付金などを受けて活動を行っている団体は対象外	
	市内外問わず	市内団体のみ
条件	活動の場が市内であること	
補助額	最高70万円 (補助対象経費の3分の2以内)	最高50万円 (補助対象経費の4分の3以内)
要件	同一事業で、他の補助金や交付金などを受けていないこと、他	
期間	最長3年度間	

*申請後、市民文化・芸術活動審議会にて審査します。まずは、相談してください

同補助金の報告会

平成29年度に文化芸術活動事業補助金の交付を受けた団体の報告会を開催します。文化芸術活動事業補助金の申請を検討している団体は、ぜひ参加してください。

- 日時 4月16日(月) 15:00
- 場所 メイトム宗像・202会議室 *事前申込不要

■問い合わせ先 文化スポーツ課 ☎(36)1540

12ページから続く

り、投票所に行けない人(下表1参照)は、在宅で「郵便などを使った不在者投票」をすることができま

この投票は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。必要なのは、宗像市選挙管理委員会です。宗像市選挙管理委員会です。宗像市選挙管理委員会です。

*郵便などによる不在者投票を利用する人(下表1に該当する人)で、かつ自署による投票ができない人(下表2に該当する

開票
宗像勤労者体育センター(須恵)で、4月22日(日)午後9時から開始します。



人は、代理記載制度を利用することができません。この場合、あらかじめ市選挙管理委員会委員に届け出た人(選挙権を有する人に限る)が投票に関する代理記載人となることができます

選挙運動
公職選挙法により、選挙運動は、立候補の届出が受理されたときから選挙期日の前日(4月21日(土))

開票速報
音声案内 ☎0180(991)777
市HP <http://www.city.murakata.jp/>
*4月22日(日)午後10時から30分ごとに情報更新予定。音声案内は、PH S、IP電話からの利用は不可

までの間でしか行うことができません。立候補届出前の選挙運動は禁止されています。また、選挙運動期間中であっても選挙運動用自動車などでの連行行為や街頭演説を行う時間帯は、午前8時～午後8時の間に限られています。

選挙運動は、各候補者の政見、政策などを知り、一票を投じる判断の基礎となるものです。そこで、公職選挙法では選挙の公正・公平を確保するため、選挙運動を細かく定めています。

18歳未満の人による選挙運動

選挙運動に関する飲食物の提供(湯茶やお茶づけのお菓子を除く)
選挙人の家の戸別訪問
有権者による電子メールを使った選挙運動(候補者や政党などはあらかじめ電子メール送信に同意した者に対しては可能)
選挙運動用のホームページや候補者から届いた電子メールなど、選挙運動用の文書を印刷して配ること

主な選挙運動での禁止事項

【表1 郵便等投票の対象者】

対象	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 免疫・肝臓	1級か3級 1級～3級
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証を持っている人	要介護5	

【表2 代理記載制度の対象者】

対象	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	上肢・視覚	1級
		特別項症～第2項症

住宅新築・リフォーム設計施工

Okui 奥井建設 株式会社

TEL.0940-33-0953 FAX.0940-33-5553

★断熱・防音に優れた火災保険付き省エネ ECO 住宅「REPOSER(ルポゼ)」

★増改築・水廻りなど大きなリフォームから小さな修繕まで

★外構・エクステリア

詳しくはこちらへ!!

奥井建設 宗像市 | 検索 | 【本社】〒811-4163 宗像市自由ヶ丘9丁目13-3

【URL】<http://okui-ken.net> 【E-mail】info@okui-ken.net

4/4(水)・4/20(金)・5/11(金)

宗像ユリックス 受付 13時～16時
相談は17時まで

予約不要・先着順
お気軽にどうぞ

会議室5にて無料相談を実施

遺言、相続、離婚、その他お困りごと

行政書士合同事務所ロイテック 行政書士 伊藤弘幸

☎ 092-692-1151
携帯 090-7980-1240

事務所 古賀市中央1-1-50 自宅 宗像市

困ったことは何でもご相談下さい。